

山林所得に係る森林計画特別控除《所得税》

1 特例の対象者

森林経営計画の認定を受けている森林の森林所有者

〔特例の要件として、当該森林経営計画が旧計画から継続して作成されることが必要。〕
ただし、初めて森林経営計画をたてる場合は、継続していなくても特例を適用。

2 特例の内容

森林経営計画に基づいて立木を伐採又は譲渡した場合は、所得金額の計算上次の①、②のうちいずれか低い金額(必要経費を概算経費による場合は①の金額)を森林計画特別控除額として控除することができます。

- ① 立木の伐採等に係る収入金額(伐出費、譲渡経費を除く。)の20%相当額
(収入金額が2,000万円を超える部分については10%)
- ② 立木の伐採等に係る収入金額(伐出費、譲渡経費を除く。)の50%相当額から必要経費(伐出費、譲渡経費及び森林経営計画が定められている区域内に係る被災事業用資産の損失の金額を除く。)を控除した残額

制度の仕組み

丸太販売収入

伐採・搬出・運搬経費等

立木販売収入 (A)

概算経費控除

$(A) \times 50\%$

森林計画
特別控除

$(A) \times 20\%$
(立木販売収入が
2,000万円を超える
部分は10%)

特別
控除

50万円

〈山林所得の計算〉

通常: 立木販売収入 - 概算経費控除額 - 特別控除額

特例: 立木販売収入 - 概算経費控除額 - **森林計画特別控除額** - 特別控除額

山林所得
金額

※立木販売収入(A)が2,000万円を超える場合の森林計画特別控除額の算定方法

・(A)が2,000万円以下の部分は、控除率20%

・(A)が2,000万円を超える部分は、その超える部分について控除率10%

⇒ $2,000\text{万円} \times 20\% + ((A) - 2,000\text{万円}) \times 10\% = (A) \times 10\% + 200\text{万円}$

山林所得に係る森林計画特別控除の特例の効果等

1 特例適用の例

丸太販売収入:2,500万円 伐採・搬出・運搬経費:1,500万円

概算経費控除:50% 森林計画特別控除:20%

山林所得特別控除:50万円 所得税率:195万円以下の場合5%

丸太販売収入－伐採・搬出・運搬経費＝立木販売収入

2,500万円－1,500万円＝1,000万円

① 森林計画特別控除を適用しない場合の所得税額

立木販売収入－概算経費控除－山林所得特別控除＝山林所得

1,000万円－(1,000万円×50%)－50万円＝450万円

5分5乗方式による算出

450万円÷5＝90万円

所得税率(5%)

90万円×5%＝4.5万円

4.5万円×5＝22.5万円

② 森林計画特別控除を適用した場合の所得税額

立木販売収入－概算経費控除－**森林計画特別控除**

－山林所得特別控除＝山林所得

1,000万円－(1,000万円×50%)－**(1,000万円×20%)**

－50万円＝250万円

5分5乗方式による算出

250万円÷5＝50万円

所得税率(5%)

50万円×5%＝2.5万円

2.5万円×5＝12.5万円

2 特例の効果

22.5万円－12.5万円＝10万円

特例を適用することにより、10万円の効果となります。

山林所得に係る森林計画特別控除活用の手続等

森林経営計画に基づく伐採又は譲渡



森林経営計画に係る森林の伐採等の届出

認定権者への届出
を行います。
(市町村の長等)

立木の伐採(譲渡)証明申請

認定権者への申請を行います

認定権者による森林経営計画に基づく伐採又は譲渡である旨の証明が必要です。

確定申告の際の山林所得の申告

- 山林所得の申告は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」を使用して行います。
なお、山林所得の金額計算は、「山林所得収支内訳書(計算明細書)」で行います。
- 申告の際には、以下の書類も提出します。
 - ・森林経営計画に基づく伐採・譲渡である旨の証明書
 - ・伐採・譲渡した山林の林地の測量図
 - ・森林経営計画書の写し

お問い合わせ先

林野庁計画課森林計画指導班
(代表)03-3502-8111(内線6144)
(ダイヤルイン)03-6744-2300